

愛知県における土壌汚染の状況について

1 土壌・地下水汚染の届出・報告件数

愛知県（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市を除く。以下同じ。）における土壌・地下水汚染件数の推移は、図—1のとおり推移している。

法及び条例が施行された平成15年度から23年度までの届出・報告総件数は、195件であり、その内訳は図—2のとおり、条例に基づく届出及び自主調査の合計が、全体の76.9%を占めている。

2 有害物質の種類ごとの基準超過件数

愛知県における有害物質の種類ごとの基準超過件数は、図—3及び表—1のとおりであり、土壌溶出量基準超過件数は重金属等が、地下水基準超過件数は揮発性有機化合物が最も多い。

	第1種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第2種 特定有害物質 (重金属等)	第3種 特定有害物質 (農薬+PCB)
土壌含有量基準超過件数		51	
土壌溶出量基準超過件数	90	204	1
地下水基準超過件数	168	45	1

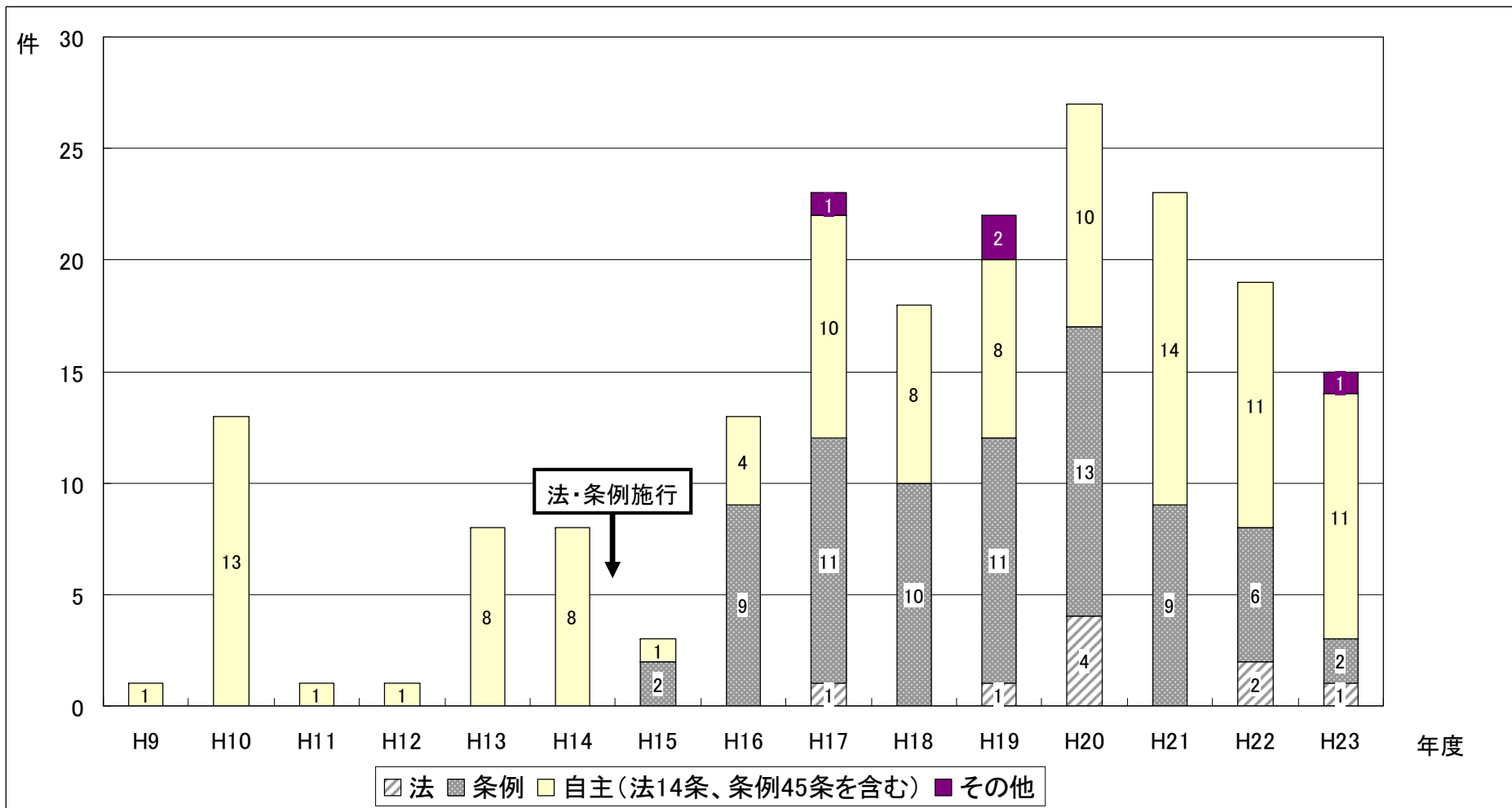
注1) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を除く。

注2) 含有量の集計は平成15年度以降に判明した汚染のみ。

表—1 有害物質の種類ごとの基準超過件数（平成9年度～23年度）

3 土壌・地下水汚染に対する措置の状況

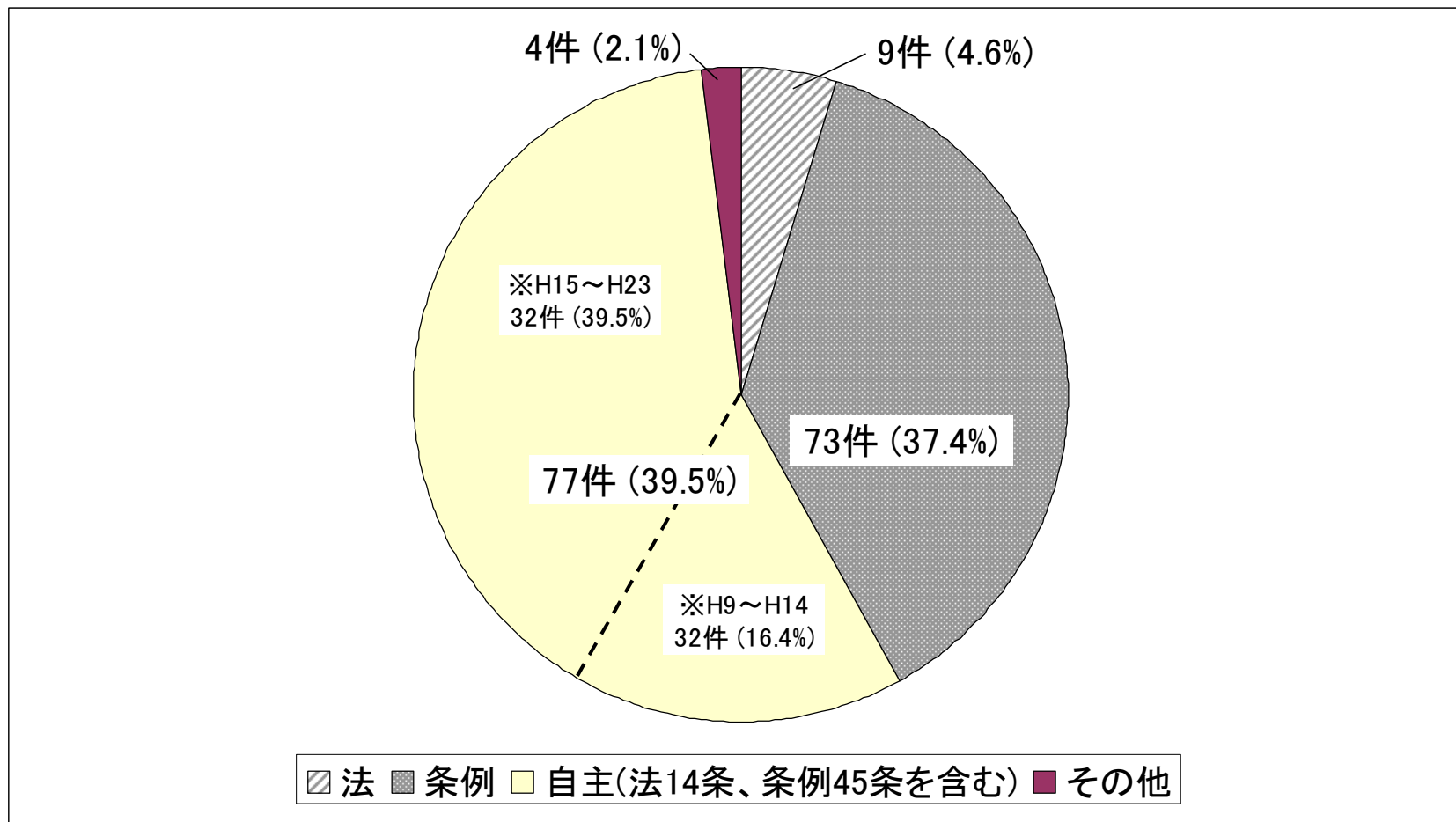
愛知県における措置の状況は、図—4のとおり掘削除去が114件と最も多く、地下水揚水及び地下水モニタリングを除く土壌汚染に対する措置状況は、掘削除去以外の方法の合計は63件となっている。



注1) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を除く。

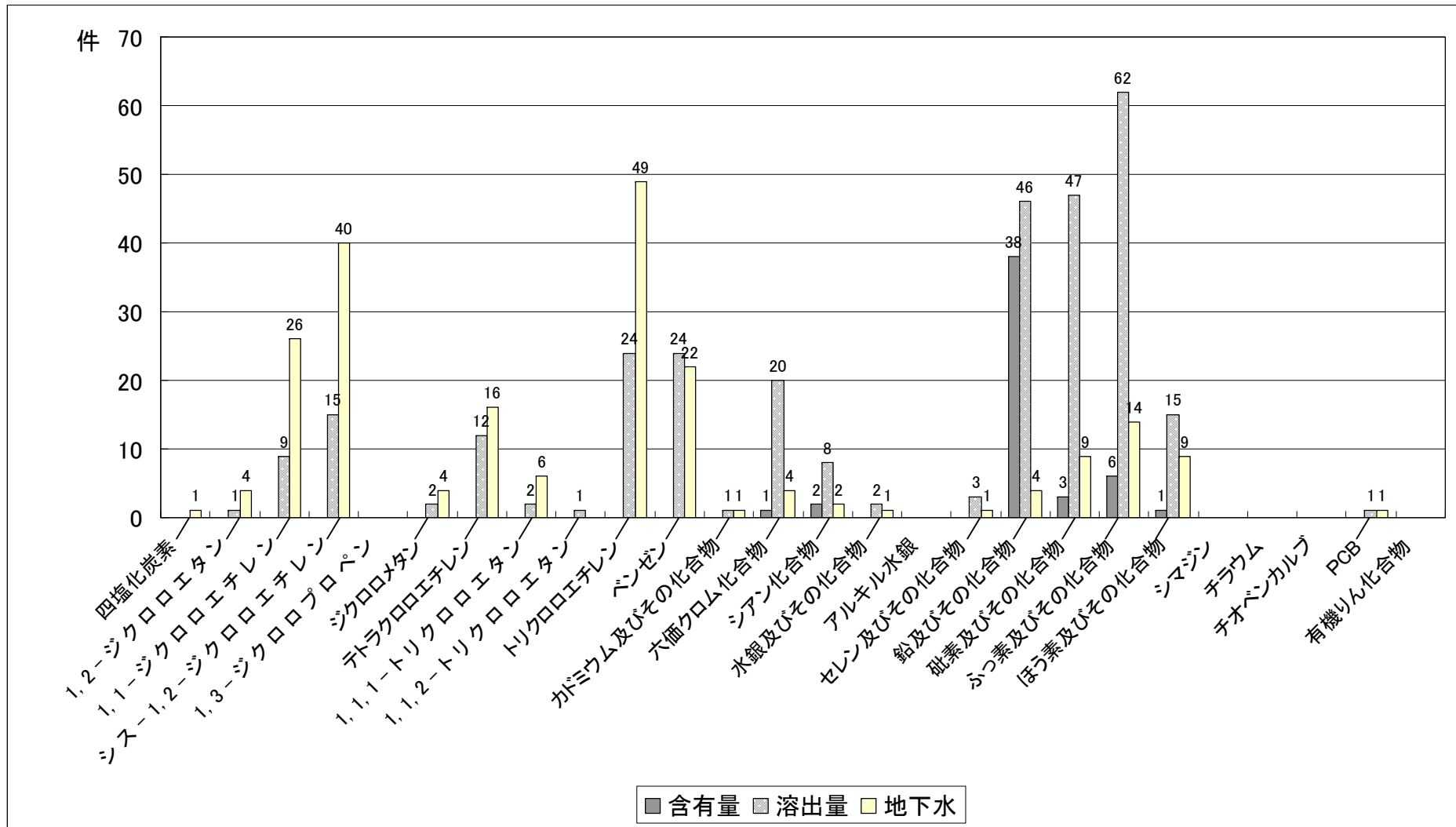
注2) 「その他」とは、事故、苦情等

図—1 愛知県における土壌・地下水汚染の届出・報告件数（平成9年度～23年度）



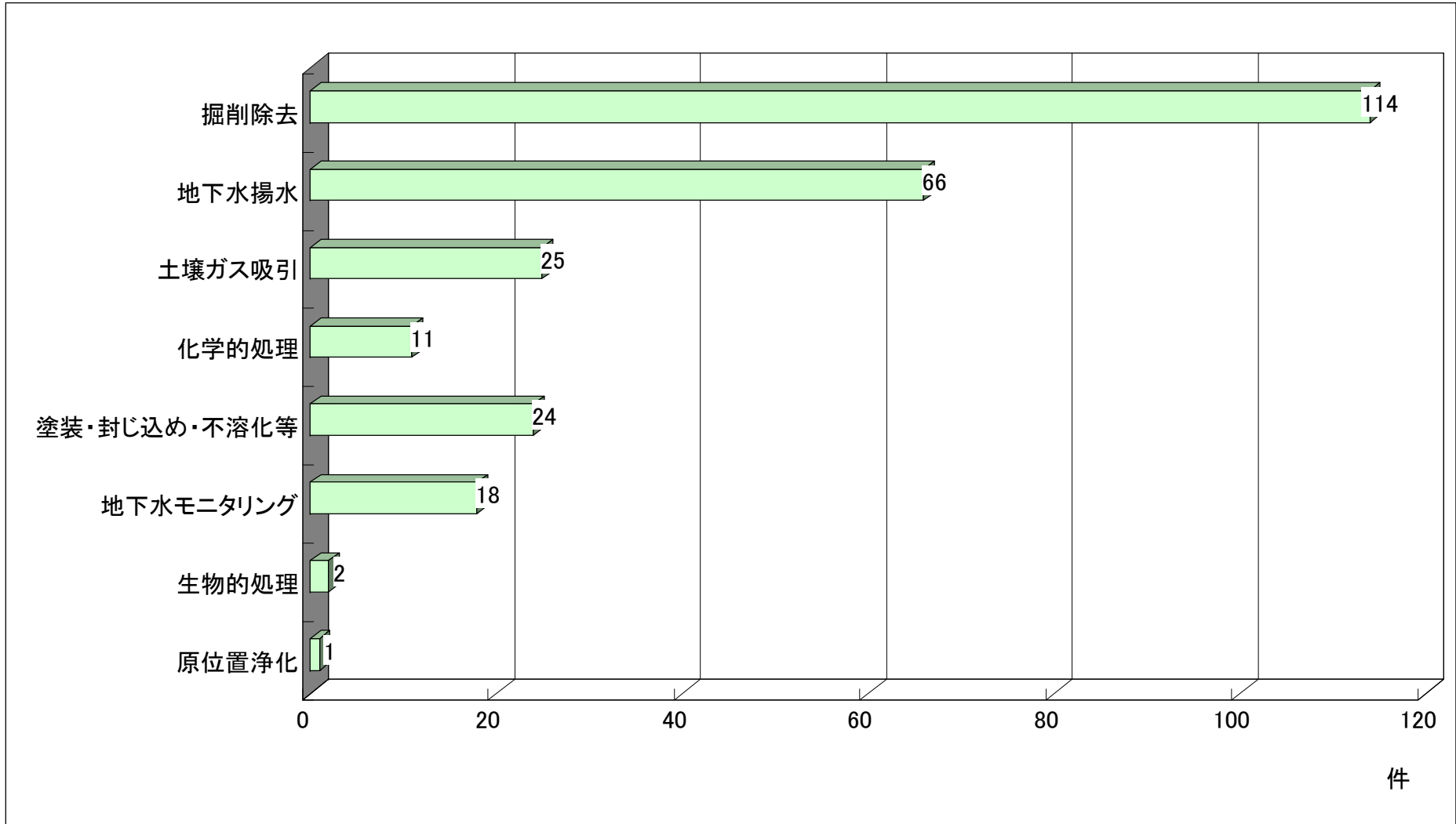
注1) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を除く。
注2) 「その他」とは、事故、苦情等

図—2 愛知県における土壌・地下水汚染の届出・報告件数の内訳（平成9年度～23年度）



注1) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を除く。
 注2) 含有量の集計は平成15年度以降に判明した汚染のみ。

図—3 愛知県における土壌・地下水汚染の有害物質の種類ごとの基準超過件数（平成9年度～23年度）



注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を除く。

図—4 愛知県における土壌・地下水汚染に対する措置の状況（平成9年度～23年度）

土壌汚染対策に係る法令の概要について

I 土壌汚染対策法

企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化し、放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念されことから、土壌汚染対策に関するルールを確立するため、土壌汚染対策法を平成15年3月に施行した。(平成22年4月に一部改正)

1. 対象物質等

(1) 特定有害物質

土壌汚染対策法の対象となる物質(特定有害物質)は、土壌等に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質を指定

○ 第一種特定有害物質

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

○ 第二種特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

○ 第三種特定有害物質

シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

(2) 汚染状態に関する基準

ア 土壌溶出量基準

地下水経由の観点から土壌から検液への溶出量による基準

(注) 汚染の除去等の措置を選択するため、土壌溶出量の程度が高いものを「第二溶出量基準」として規定

イ 土壌含有量基準

直接摂取の観点からの土壌中の含有量による基準

ウ 地下水基準

地下水の水質汚濁に係る基準

2. 土壌汚染等状況調査

(1) 特定有害物質を使用、製造等していた特定施設^(注)の廃止時(第3条)

(注) 特定施設…水質汚濁防止法に定める有害物質等を含む汚水を排出する施設

(2) 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査(第4条)

ア 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う者は、その旨を事前に知事へ届出

イ 土壌汚染のおそれがある場合には、土壌汚染等状況調査・報告を命ずることができる。

(3) 知事が土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき
(第5条)

(4) 自主調査により判明した汚染の指定の申請 (第14条)

第3条～第5条に基づかない調査の結果、土壌汚染等が発見された場合には、土地の所有者等の申請に基づき、要措置区域等(後述)として指定することができる。

3. 区域の指定

法第3条～第5条及び第14条により汚染が判明した土地について、知事が区域を指定する。

(1) 要措置区域 (第6条)

健康被害が生ずるおそれがあるため、盛土、封じ込め等の対策が必要な区域

(2) 形質変更時要届出区域 (第11条)

健康被害が生ずるおそれがあるとはいえないため、土地の形質変更時に届出が必要な区域

4. 措置等

(1) 要措置区域

知事は、講ずべき措置を指示 (第7条)

(2) 形質変更時要届出区域

土地所有者等が土地の形質変更の内容を事前に届け出し、必要に応じて知事が計画の変更を命令 (第12条)

(注) 汚染拡散防止措置を条例で規定 (後述)

(3) 運搬・処理

ア 汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する場合は、その内容を事前に届け出し、必要に応じて知事が命令 (第16条)

イ 要措置区域等外へ搬出した汚染土壌の運搬の基準を規定 (第17条)

ウ 要措置区域等外へ搬出した汚染土壌の処理は、知事の許可を受けた汚染土壌処理業者へ委託 (第18条)

5. 汚染土壌処理業

汚染土壌処理業の許可の基準、処理業者による処理の基準等について規定

II 県民の生活環境保全等に関する条例

有害物質による土壌・地下水汚染は、放置すれば地下水の飲用などによって人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されることから、公害防止条例から県民の生活環境保全等に関する条例（以下「条例」という。）への全面改正の際に、土壌・地下水汚染の点検・調査義務、汚染が判明した場合の拡散防止等について規定し、平成15年10月に施行した。（平成22年10月に一部改正）

1. 対象物質等

条例の対象となる物質（特定有害物質）及び汚染状態に関する基準は、土壌汚染対策法と同じ内容で規定されている。

2. 未然防止

特定有害物質等の埋立、飛散、流出及び地下に浸透を禁止し、施設の点検、土地の調査に努める。（第36条、第37条、第39条第1項）

3. 土壌汚染等対策指針の策定

知事は、土壌汚染等状況調査、汚染による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するための措置に関する指針を定める。（第38条）

4. 土壌汚染等調査

（1）特定有害物質等取扱事業所^{（注）}における調査

（注）水質汚濁防止法に定める特定施設を設置している事業場、ガソリンスタンド
ただし、法第3条調査対象地を除く

ア 特定有害物質等取扱事業所の全部・一部廃止時の調査
（第39条第2項）

イ 知事が、土壌汚染が生じているおそれがあると判断した特定有害物質等取扱事業所に対し、調査・報告を求める。（第39条第3項）

（2）土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

ア 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う者は、事前に土地利用の履歴、特定有害物質使用状況等により土壌汚染の有無を判断し、知事に報告
（第39条の2第1項）

イ 報告等により、知事が、土壌汚染のおそれがあると認める場合には、土壌汚染等状況調査・報告を求めることができる（第39条の2第2項）

5. 措置等

（1）汚染の拡散防止のための措置

ア 応急措置

条例第39条、第39条の2、法第3条～第5条により土壌汚染が判明した場合、特定有害物質等取扱事業者等は、汚染拡散防止のための応急措置を講じ、その内容を知事に届出（条例第40条第1項、第2項）

イ 汚染拡散防止措置

条例第39条、第39条の2により土壌汚染が判明した場合、特定有害物質等取扱事業者等は、汚染拡散防止のための必要な措置を講じ、その内容を知事に届出（条例第40条第3項、第4項）

ウ 形質変更時要届出区域における汚染拡散防止措置

法第11条に基づき形質変更時要届出区域に指定された土地に対し、汚染拡散防止のための応急措置を講じ、その内容を知事に届出（条例第40条第5項、第6項）

(2) 汚染の原因者に対する措置命令等

知事は、土壌汚染等により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合、特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該汚染が生じたことが明らかであり、汚染の除去等必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。（第41条）

6. 自主調査に係る報告等

ア 土壌汚染等対策指針に従い自主調査を行った結果、汚染が判明した場合は、当該汚染の状況を知事に報告するよう努める。

（第45条第1項）

イ 知事は、報告をした者等に対し、必要な助言を行うことができる。

（第45条第2項）

7. 汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等

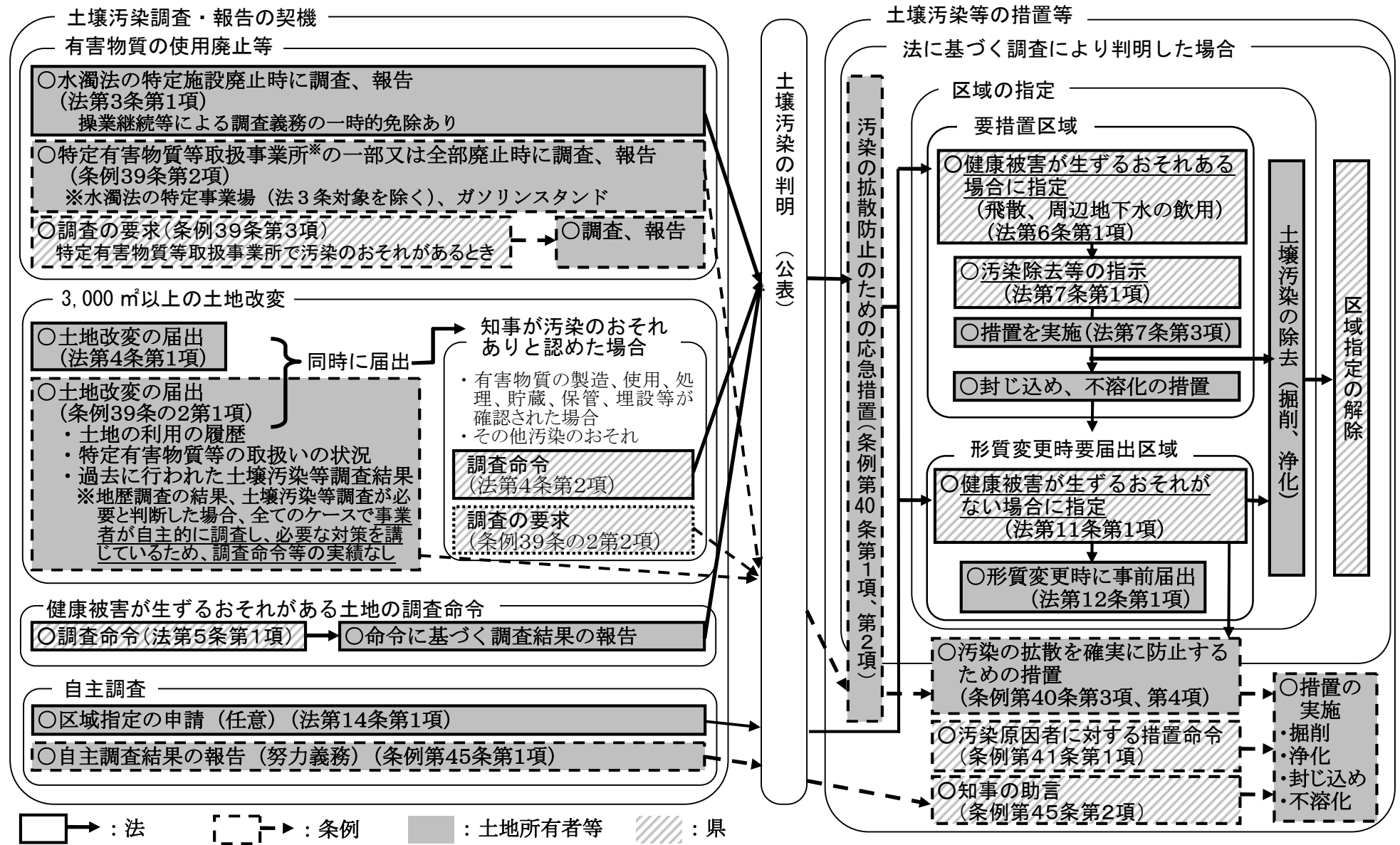
ア 汚染土壌処理業の許可を申請しようとする者は、生活環境影響調査を実施した上で、汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、知事に提出しなければならない。（第45条の2第1項、第2項）

イ 知事は、計画書について生活環境保全上の見地から意見を述べる。

（第45条の2第3項）

ウ 計画書を提出した者は、知事の意見を反映させるよう努める。

（第45条の2第4項）



図—5 土壌汚染の調査・措置等の流れ